

届書コード			届書
6	4	1	

事務センター長/ 所長	副事務センター長/ 副所長	グループ長/ 課(室)長	担当者

## 時効消滅不整合期間にかかる特定期間該当届

※ ① 個人番号(または基礎年金番号)				② 生年月日				氏名				性別
				5. 昭和 7. 平成	年	月	日	(フリガナ)				1. 男性 2. 女性
郵便番号				住所コード				住所				
								(フリガナ)				

※ 基礎年金番号(10桁)で届出する場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。

時効消滅不整合期間(特定期間)												自 ~ 至			
③時効消滅 期間1	5. 昭和 7. 平成	年	月	~	5. 昭和 7. 平成	年	月	⑥時効消滅 期間4	5. 昭和 7. 平成	年	月	~	5. 昭和 7. 平成	年	月
④時効消滅 期間2	5. 昭和 7. 平成	年	月	~	5. 昭和 7. 平成	年	月	⑦時効消滅 期間5	5. 昭和 7. 平成	年	月	~	5. 昭和 7. 平成	年	月
⑤時効消滅 期間3	5. 昭和 7. 平成	年	月	~	5. 昭和 7. 平成	年	月								

○ 上記の期間に以下の期間が含まれている場合は○を記入してください。

海外在住期間		平成3年3月以前に学生であった期間		60歳前に老齢給付を受けることができた期間	
--------	--	-------------------	--	-----------------------	--

※ 老齢基礎年金等の老齢給付を受けることができる場合は下記もご記入ください。

年金証書の年金コード	年金証書の記号番号等(共済組合)	⑧ 受付年月日				送信
		9. 令和	年	月	日	

※ 裏面の記載事項をお読みいただいたうえで届出してください。

上記のとおり届出します。	令和 年 月 日	日本年金機構
年金事務所長 あて	住所	
	氏名	
	(本人が自ら署名した場合は、押印は不要です。)	
	電話番号	

- 住所欄は、届出者が被保険者本人の場合は、省略できます。
- 氏名欄にご本人が自ら署名する場合は、押印は不要です。
- 内容について確認させていただく場合がありますので、電話番号欄には連絡が取れる電話番号を記入してください。

#### 【届出について】

- 実態として国民年金の第1号被保険者であるにもかかわらず、第3号被保険者のまま管理されている年金記録を「3号不整合記録」といいます。  
このうち、3号不整合記録を訂正した時点において、保険料を徴収する期限(2年)が経過した期間を「時効消滅不整合期間」といいます。
- この届出によって、時効消滅不整合期間は「特定期間」となり、老齢年金、障害年金および遺族年金の受給要件を判定するにあたり、受給資格期間に算入されます。
  - ※ 老齢年金の場合は、年金額には反映されません。
  - ※ 障害年金および遺族年金については、原則として、「時効消滅不整合期間にかかる特定期間該当届」を届出日以降に障害となった場合または死亡した場合に限り、受給資格期間に算入されます。
- 「特定期間」の対象となる期間は昭和61年4月から平成25年6月までの期間となります。
- この届書を提出した後に、別の時効消滅不整合期間が判明した場合は、その都度提出してください。

#### 【記入上の注意】

- 時効消滅不整合期間について、すべて記入してください。
- 届出にあたって、時効消滅不整合期間にもれがあったり届出が遅れた場合は、年金を受け取る時期が遅くなったり受け取れない場合がありますので、時効消滅不整合期間はもれなく記入してください。

#### 【添付書類】

- この届出には、次の書類を添付してください。
  - ・ 老齢年金を受給している場合は、老齢年金の裁定または支給決定を受けたことを明らかにすることができる書類。  
(例:年金証書など)
  - ・ ①欄に基礎年金番号を記入した場合:年金手帳や、その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類。
  - ・ ①欄に個人番号を記入した場合:

本人が窓口で届書を提出する場合は、マイナンバーカード(個人番号カード)を提示してください。

お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください※1。

I マイナンバーが確認できる書類:通知カード、個人番号の表示がある住民票の写し

II 身元(実存)確認書類 :運転免許証、パスポート、在留カードなど※2

※1 郵送で届書を提出する場合は、マイナンバーカード表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。

※2 上記以外の②身元(実存)確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。